

○経済産業省告示第二十九号

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十三号）第十四条第二項の規定に基づき、産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項を次のように定め、平成二十年二月二十二日から適用する。

平成二十年二月二十二日

経済産業大臣 甘利 明

産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第十四条第二項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項

第一条 この告示において使用する用語は、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）及び産業活力再生特別措置法第四十八条第一項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（以下「省令」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 金融機関等 次に掲げる者（事業再生計画案に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等（投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第三条第一項に規定する投資事業有限責任組合契約及び有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約をいう。）に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結している者を除く。）をいう。

- (1) 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条第一項各号に掲げる金融機関（協定銀行（同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行をいう。）を除く。）
- (2) 農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二条第一項に規定する農水産業協同組合
- (3) 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社及び同条第七項に規定する外国保険会社等

二 政府関係金融機関 日本政策投資銀行、国際協力銀行、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫及び商工組合中央金庫をいう。

第二条 省令第十四条第二項に規定する認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項は、省令第八条から第十三条までに規定する手続及び次項から第五項までに掲げる準則に基づき事業再生計画案を策定していることとする。

2 当該認証紛争解決事業者が、次に掲げる事項を確認した上で省令第七条の一時停止の通知を発していること。

- 一 債務者が次に掲げる要件を満たすものであること。

- イ 過剰債務を主因として経営困難な状況に陥っており、自力による再生が困難であること。
  - ロ 技術、ブランド、商圏、人材等の事業基盤があり、その事業に収益性や将来性がある等事業価値があり、重要な事業部門で営業利益を計上している等債権者の支援により再生の可能性があること。
  - ハ 再生手続開始又は会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）の規定による更生手続開始の申立てにより信用力が低下し、事業価値が著しく毀損される等、事業再生に支障が生じるおそれがあること。
- 二 事業再生計画案が次に掲げる要件を満たすものであること。
- イ 債権額の回収の見込みが、破産手続による債権額の回収の見込みよりも多いこと等、債権者にとっても経済的合理性が期待できること。
  - ロ 過剰設備や遊休資産の処分又は不採算部門の整理・撤退等、債務者の自助努力を伴うものであること。
  - ハ 実行可能性があること。
  - ニ 債権者全員の合意を得られる見込みがあること。
- 3 事業再生計画案に係る債権放棄が二以上の金融機関等又は一以上の政府関係金融機関等（政府関係金融機関又は協定銀行（これらのうち当該事業再生計画に係る債務者に対する債権が投資事業有限責任組合契約等に係る組合財産である場合における当該投資事業有限責任組合契約等を締結しているものを除く。）をいう。）により行われていること。
- 4 事業再生計画案について債権者全員の合意を得た場合には、次に掲げる要件を満たすこととされていること。
- 一 事業再生計画について、債務者により公表を行うものであること。ただし、公表により事業再生に著しい支障が生じるおそれがあるときはこの限りでない。
  - 二 債権者及び認証紛争解決事業者に対し、債務者は様式第一により事業再生計画の進捗状況の報告を行うものであること。
- 5 次に掲げる場合には、債務者が特定債務等の調整（特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第二項に規定する特定債務等の調整をいう。）に係る調停の申立て（当該調停の申立ての際に同法第三条第二項の申述をした場合に限る。）又は破産手続開始、再生手続開始、会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始若しくは特別清算手続の開始の申立てを行うこととされていること。
- 一 省令第九条第二項第三号又は第十二条の期日までに、事業再生計画案について債権者全員の合意を得ることができない場合
  - 二 債権者全員の合意を得た事業再生計画に基づいて債務を弁済出来ない場合（債権者全員の合意により事業再生計画案を変更する場合を除く。）

第三条 手続実施者は、省令第十三条第一項各号に規定する事項及び第二条に定める事項を確認した場合は、様式第二により、確認書を債務者に交付し、当該確認書を添付して認証紛争解決事業者に対して報告するものとする。

様式第一

年 月 日

殿

債務者の名称

住所

債務者の代表者の氏名 印

産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 2 項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づく事業再生計画の進捗状況報告

産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 2 項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づき、事業再生計画の進捗状況に関し、下記のとおり御報告致します。

1. 平成 年 日における損益の概況（当初計画との比較、前年・前月対比等）
2. 業務及び営業の状況
3. 当初事業再生計画との比較（省令第 13 条第 1 項及び第 2 項に定める事業の再構築のための方策、自己資本の充実のための措置、資産及び負債並びに収益及び費用の見込みに関する事項、資金調達に関する計画、債務の弁済に関する計画、債務超過の解消及び経常損失の黒字化に係る進捗状況等）
4. 平成 年 月における貸借対照表・損益計算書・資金繰実績表
5. その他重要事項

注 1) 事業再生計画の進捗状況に関しては、債務者の業種によって報告内容を適宜適切なものとする。

注 2) 事業再生計画の進捗状況の報告は少なくとも 6 月に一度は行うこと。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

様式第二

年 月 日

殿

手続実施者の名称

住所

手続実施者の氏名 印

産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 2 項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づく確認書

産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十三号）第 14 条第 2 項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項の規定に基づき、下記について確認を行いました。

1. 債務者の名称及び住所
2. 債権者の名称及びその住所
3. 確認事項

調査の結果、事業再生計画案に関して産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 10 条に規定する書面による意見（調査報告書）のとおり特段の問題は認められませんでした。また、次の事項について確認を行いました。

- 1 事業再生計画案が産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 1 項各号に掲げる要件を満たしていること。
- 2 事業再生計画案が産業活力再生特別措置法第 48 条第 1 項の規定に基づく認証紛争解決事業者の認定等に関する省令第 14 条第 2 項の規定に基づき認証紛争解決事業者が手続実施者に確認を求める事項に定めるそれぞれの要件を満たしていること。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

注 手続実施者の氏名については連名とすること。